

健康情報拠点薬局(仮称)に関する これまでの経緯等について

厚生労働省医薬食品局総務課

薬局薬剤師の課題と今後の方向性

課題

- 医薬分業率は上昇しているものの、医療機関の近隣に多くの薬局(いわゆる門前薬局)が乱立し、患者は受診した医療機関ごとの門前薬局で調剤を受けることが多い。
- 調剤に偏重し、OTC医薬品や医療・衛生材料を取り扱わない薬局が多くなり、昔のように、住民が気軽にOTC医薬品の選択や健康に関する相談のために立ち寄るような存在となっていない。



今後の方向性

高齢化が進み、在宅医療を必要とする患者が増加し、また、高度な薬学的管理が必要な医薬品が増える中で、

- 国民が医薬分業によるメリットを最大限享受できるよう、普段から気軽に相談などができる「かかりつけ薬局」を作ることのできる体制を構築していくことが重要。
- そのため、かかりつけ医との連携の上で、在宅医療も含め、患者に最適な薬物療法を提供するとともに、
 - ― 地域における総合的な医療・介護サービスを提供する一員として、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行うことが重要。(地域包括ケアの推進)
 - ― OTC・衛生材料等の提供と適正使用を推進し、健康・栄養などの生活習慣全般に関する相談等を気軽に受けられる薬局を増やしていく必要がある。(セルフメディケーションの推進)

健康情報拠点薬局に関するこれまでの主な経緯

日本再興戦略 平成25年6月14日閣議決定

予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」と示された。

「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について 平成26年1月21日薬食総発0121第1号

薬局・薬剤師に求められる機能に関する基本的な考え方として、「セルフメディケーションの推進のために、地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を發揮すべき」と示された。

平成26年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進 平成26年度予算 2.4億円

地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を担う「健康情報拠点薬局」の整備に向け、薬局・薬剤師を活用したモデル事業（適正使用に関する相談窓口の設置、セミナーの開催、健康チェックを行う体制整備等）を推進。

日本再興戦略 改訂2014—未来への挑戦— 平成26年6月24日

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸②」の2015年度の欄に「薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進」と「充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討」が明記。

平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進 平成27年度予算 2.2億円

26年度に引き続きモデル事業を実施する他、健康情報拠点としてふさわしい薬局の基準を作成し、住民に公表する仕組みを検討。

○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」

「日本再興戦略」改訂2014 ー 未来への挑戦 ー

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸②」(抜粋)

2013年度	2014年度			2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会			
<p>薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業を実施</p>				<p>薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳(2010年)】 ・2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人(2008年度)】 ・2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診含む)【67.7%(2010年)】
				<p>充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討</p>			

平成26年度 健康情報拠点推進事業について

目的

- 地域包括ケアシステムの構築に当たり、かかりつけ医等と連携して地域住民の健康保持・増進に貢献する「かかりつけ薬局・薬剤師」を推進することを目的とする。具体的には、地域の実情に沿った要指導・一般用医薬品、医療材料の供給や適切な相談応需等のモデル事業を通じて、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点作りを推進する。

事業概要

- モデル事業を実施(2.4億円。47都道府県で実施)。各都道府県が地域の実情に沿ったセルフメディケーション等に関するモデル事業を地域の薬剤師会、医師会等の関係機関とも協力しながら、実施している。
- 全国の各々の事業をみると、各都道府県の状況を踏まえた幅広いメニューが上がっている。
例) ・地域住民の健康保持・増進に関する一定の要件を満たした薬局を県が認定し、薬局の健康相談・支援を促進させる「薬局の認定制度事業」(高知県)
・薬剤師が患者宅を訪問し、残薬の状況に応じた服薬指導や医師への処方提案などを積極的に行う「高齢者等の薬の飲み残し対策事業」(埼玉県)
・地域において訪問看護師等に在宅患者の薬剤に関する介入ニーズを評価してもらい、それに応じて薬剤師が訪問し、把握した情報を基にかかりつけ医に薬剤師の訪問を提案する「在宅患者マッチング事業」(東京都)
・東日本大震災以降設置された仮設住宅における「お薬と健康の相談事業」(宮城県) 等

その他、禁煙サポート事業、管理栄養士と連携した栄養相談事業、電子版お薬手帳の整備事業に取り組む都道府県がある。

● 「「日本再興戦略」改訂2014」の中短期工程表（平成26年6月24日 閣議決定）【抜粋】

- ① 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進
- ② 充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

薬局の現状の問題点

- 一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
- 薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
- 地域の健康づくりの拠点になるような取組が不十分
- 医薬分業についての十分な理解が得られていない

薬局・薬剤師を活用したモデル事業の推進

委託先：都道府県
(再委託可)

- 平成26年度の事業を踏まえた事業を展開
セルフメディケーションに効果的な事業の**充実・発展**

<平成26年度モデル事業の例>

- ◇ 一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資料の作成・配布
- ◇ セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催(食生活、禁煙、心の健康、高齢者、アルコール、在宅医療)
- ◇ 血圧計などの検査機器を用いた健康チェックを行う体制の整備
- ◇ 薬の適正使用、健康づくり等に役立つ「電子版お薬手帳」の普及

etc.

【事業例】

- 平成26年度事業を踏まえ、
 - ・ 把握できた課題の改善
 - ・ 事業規模の拡大
(内容や対象薬局数の拡大、他都道府県との連携 など)
 - ・ 他都道府県の事業の導入 etc.

充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

- 健康情報拠点としてふさわしい薬局
(健康ナビステーション(仮称))の**基準の作成等**

【健康ナビステーション(仮称)概要】

- ① すべての医薬品供給拠点
- ② 住民の健康相談応需機能
- ③ 住民自らの健康づくりの支援機能
- ④ かかりつけ医やケアマネージャーなど多職種との連携
- ⑤ 在宅医療の取り組み

【基準案】

- ・ 健康相談体制・設備
- ・ 要指導・一般用医薬品の販売体制
- ・ 他機関との連携 etc.



より効果的な取組を全国展開し、
国民が健康ナビステーション(仮称)に容易にアクセスできるようにすることで
国民のセルフメディケーションの推進を図る。

「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について

- 近年の社会情勢の変化を踏まえた望ましい形のかかりつけ薬局を推進するための指針として、厚生労働科学研究費補助金事業※により「薬局の求められる機能とあるべき姿」がとりまとめられた(平成26年1月 日本医療薬学会公表)。

※ 「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」(主任研究者:安原真人・東京医科歯科大学医学部附属病院薬剤部教授、一般社団法人日本医療薬学会会頭)

- 上記については、厚生労働省からも各自治体に周知
- **主な内容**

【薬局・薬剤師に求められる機能に関する基本的な考え方】

1. 最適な薬物療法を提供する**医療の担い手**としての役割が期待されている
 2. 医療の質の確保・向上や医療安全の確保の観点から、**医療機関等と連携してチーム医療**を積極的に取り組むことが求められる
 3. 在宅医療において、**地域における医薬品等の供給体制や適切な服薬支援を行う体制の確保・充実に取り組むべき**
 4. 医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割に留まらず、**後発医薬品の使用促進や残薬解消といった医療の効率化**について、より積極的な関与も求められる
 5. **セルフメディケーションの推進のために、地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を發揮すべき**
 6. 患者の治療歴のみならず、**生活習慣も踏まえた全般的な薬学的管理**に責任を持つべき
- ⇒ 基本的な考え方の下、薬局が備えるべき基本的体制及び薬学的管理の在り方について、確保すべき又は取り組むべき項目を示している。

※ 一般社団法人日本医療薬学会 「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について

<http://www.jsphcs.jp/cont/14/0107-1.html>

薬局に求められる主な機能

1. 基本的な体制に関するもの

【許可】

- 麻薬の小売
- 医療機器の販売

【開局時間】

- 日中8時間以上
- 休日や夜間対応

【備蓄・供給】

- 地域ニーズに応じた医薬品(一般用・要指導医薬品含む)
- 医療、衛生材料
- 介護用品

【構造・設備】

- バリアフリー
- プライバシー配慮
- 全面禁煙
- 無菌調剤設備

【地域医療】

- 地域保健医療への貢献
- 災害時の医薬品の供給拠点機能

【人的機能】

- 生涯学習への積極的な取組

2. 薬物療法・薬学的管理に関するもの

【薬学的管理】

- 残薬確認、残薬解消の取組
- 定期的な服薬状況、副作用等の確認

【在宅医療】

- 在宅での薬剤管理指導
- 他職種との情報共有、連携

【後発品】

- 数量シェア6割以上

【健康情報拠点】

- 健康や介護、生活習慣全般等に関する相談応需

【その他】

- 副作用等の報告

(4) 健康情報拠点としての役割

・薬局利用者本人又はその家族等からの健康や介護等に関する相談を受け、解決策の提案や適当な行政・関係機関への連絡・紹介を行っていること

・栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙など生活習慣全般に係る相談についても応需・対応し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取り組みを行っていること